

上尾市立保育所職員研修計画

平成19年3月
上尾市健康福祉部
子ども家庭課

目 次

1. はじめに	1
2. 基本的な考え方	1
3. 研修計画策定指針	1
4. 重点研修	2
5. 研修項目	
(1) 園内研修〔重点研修〕	2
(2) 保育所長、副所長研修〔重点研修〕	3
(3) 視察研修〔重点研修〕	3
(4) 年齢別研修会	3
(5) 公開保育	4
(6) 全体研修	4
(7) 給食調理員、用務員の研修	4
6. 研修計画・研修内容の見直し	4
7. 研修委員会の設置	4

上尾市立保育所職員研修計画

1. はじめに

職員資質向上検討会では、これまで、年度当初に全保育士に対し、希望する研修内容のアンケートを実施し潜在的な要望事項を把握すると共に、平成17年度の上尾保育所事故調査報告書での指摘事項を踏まえ、暫定的に今年度の研修計画を策定し実施してきた。

報告書での指摘を真摯に受け止め、保育所保育指針総則に明記される保育理念の再習熟と保育士個人が自己研鑽することを基本に研修内容の検討と、現状と課題について討議を重ねた。

そこから見えてきた課題の中から、再発防止のための職員の意識改革と資質向上を図る目的で研修計画を策定し実施するものである。

2. 基本的な考え方

保育所保育指針総則には、「保育において、保育士の言動が子どもに大きな影響を与える。したがって保育士は常に研修などを通して自ら人間性と専門性の向上に努める必要がある、また、倫理観に裏付けられた知性と技術を備え、豊かな感性と愛情を持って、一人ひとりの子どもに関わらなければならない」と規定されている。保育所に求められている質の高い保育、多様な保育ニーズへの対応、子育て支援サービスに、職員の自己学習や保育活動での経験及び研修を通して深められた知識や技術並びに人間性が実践として活かされるよう常に自己研鑽に努めることが必要である。また、給食調理員、用務員についても保育所職員として資質向上を図る必要がある。

3. 研修計画策定指針

現在の保育所には、地域社会や家庭環境の変化、保育所に対するニーズの変化への対応のほか、幼児期から児童期への円滑な移行を図ることが求められている。また、平成11年度の保育所保育指針改定においても、保育所の機能や役割についての充実や拡大が示されており、単なる保育業務に留まらず、地域における最も身近な児童福祉施設として子育て知識や経験、技術を発揮し、地域内の子育て支援に対する役割を更に積極的に担うことが求められている。

こうした新たな課題のほか、事故報告書で指摘された問題点を解決するために、有識者やスーパーバイザー等の助言・指導を得ながら各保育所で保育所長を中心に意識の共有化を図り、職員が自主的に問題解決に望める職場づくりが必要である。

そのための望ましい職場づくりとして、以下の5つを基本とする。

- ① 人間関係の良い職場
- ② 情報の共有化ができている職場
- ③ 自由活発な意見が言える職場
- ④ 仕事の位置づけや方針の共通認識ができている職場
- ⑤ 明るく風通しの良い雰囲気の職場

これは、上尾市立保育所職員研修の方針と合致しているが、保育所職員もこれを基本とし保育所の一員として自分の役割を自覚し、保育業務への前向きな姿勢を常に持ち、職員個々の資質向上及び意識改革を図る研修計画を策定する。

なお、平成 19 年度において本研修計画を実施し、平成 20 年度以降は毎年度反省点や改善点を踏まえ研修計画の見直しを行う。

4. 重点研修

特に、上尾保育所事故報告書で指摘された問題点や課題、アンケートや検討会での議論を経て見えてきた課題として、

- ① 職員間のコミュニケーション
- ② 保護者との信頼関係の構築
- ③ 知識、情報の共有化

が上げられ、この三つを課題として重点的に取り組むため次の研修を定める。

〈重点研修〉

研修項目	目的
園内研修	コミュニケーションの活性化 知識・情報の共有化
所長、副所長研修	マネジメント能力の向上等知識・情報の共有化
視察研修	先進保育の導入、自己保育の検証

5. 研修委員会の設置

保育所職員の資質向上を図るため、平成 19 年度から、研修委員会を設置し、子ども家庭課と連携して研修全般の運営を行う。

6. 研修項目

(1) 園内研修〔重点研修〕

〈目的〉 職員間のコミュニケーションを活発化する。知識・情報を共有化する。

〈内容〉

- ① 研修内容のフィードバックを行う。
- ② 処遇困難児や保護者への対応方法を園内で検討し、情報の共有化を行う。その他、様々な各園を取り巻く問題を検討する。
- ③ 各種マニュアル、保育所職員ハンドブック等を習熟する。
- ④ 保護者とのコミュニケーション構築に関する研修をする。

〈方法〉

- ① 園内研修の計画及び会議録を作成する。
- ② スーパーバイザーが講師となり助言を行う。

(2) 保育所長、副所長研修〔重点研修〕

〈目的〉 園内研修を統括する所長の資質向上を図る。また、保育リーダーであり所長同様準管理的立場にある副所長に関しても、資質向上を図る。

〈内容〉

- ① 園の効率的運営を図る能力を高める。
- ② 保護者と保育士の調整能力を高める。
- ③ 保育士一人ひとりの能力を、最大限引き出す方法を習得する。
- ④ 保護者とのコミュニケーション構築に関する研修をする。

〈方法〉

- ① 有識者との懇談や講義を行う。
- ② 先進保育所の視察交流。

(3) 視察研修〔重点研修〕

〈目的〉 先進保育所の視察により新たな視点を生み、本市の保育内容の向上を図ると共に、自己の保育を再確認する。

〈内容〉

他保育所との交流の場として、市内・市外の民間、公立保育所への視察研修を実施する。

〈方法〉

- ① 先進事例を研修委員会や子ども家庭課で情報収集する。
- ② 年齢別研修会を活用する。

(4) 年齢別研修会

〈目的〉 職員間で、これまで培った保育技術や情報の共有化を行う。また各年齢で子供の発達に合った手立てを広く学び実践する。

〈内容〉

- ① 事例研究や保育内容の研究を行う。

- ② 年齢・月齢に応じた具体的実践方法等の研究を行う。
- ③ 交流保育、小規模な公開保育を行う。

〈方法〉

- ① リーダー・サブリーダーを中心に各年齢別担当者が行う。
- ② 復命書を提出し研修後の効果を明確にする。
- ③ 助言者の参加により、研修内容に対する助言・指導を行う。

※ 平成 18 年度までは年齢別検討会として実施していたが、平成 19 年度より年齢別研修会と改め、資質の向上をさらに図ることを目標とする。

(5) 公開保育

〈目的〉 地域に開かれた保育所として広く知ってもらい、保育関係者や地域住民に保育を公開することで保育の質を向上させる。

〈方法〉

保育所保育計画、年間指導計画に沿った保育内容で実施する。

(6) 全体研修

〈目的〉 外部講師による講演を行い、民間保育園も含め、市内全体の保育所職員の資質向上を図る。

〈方法〉

- ① アンケートにより研修内容を決める。
- ② 復命書の提出により研修効果の向上を図る。

(7) 給食調理員、用務員の研修

給食調理員の研修は、給食研究会が月 1 回開催されており、この研究会において衛生面での研修や食育研修が実施されている。今後も資質の向上に努める。

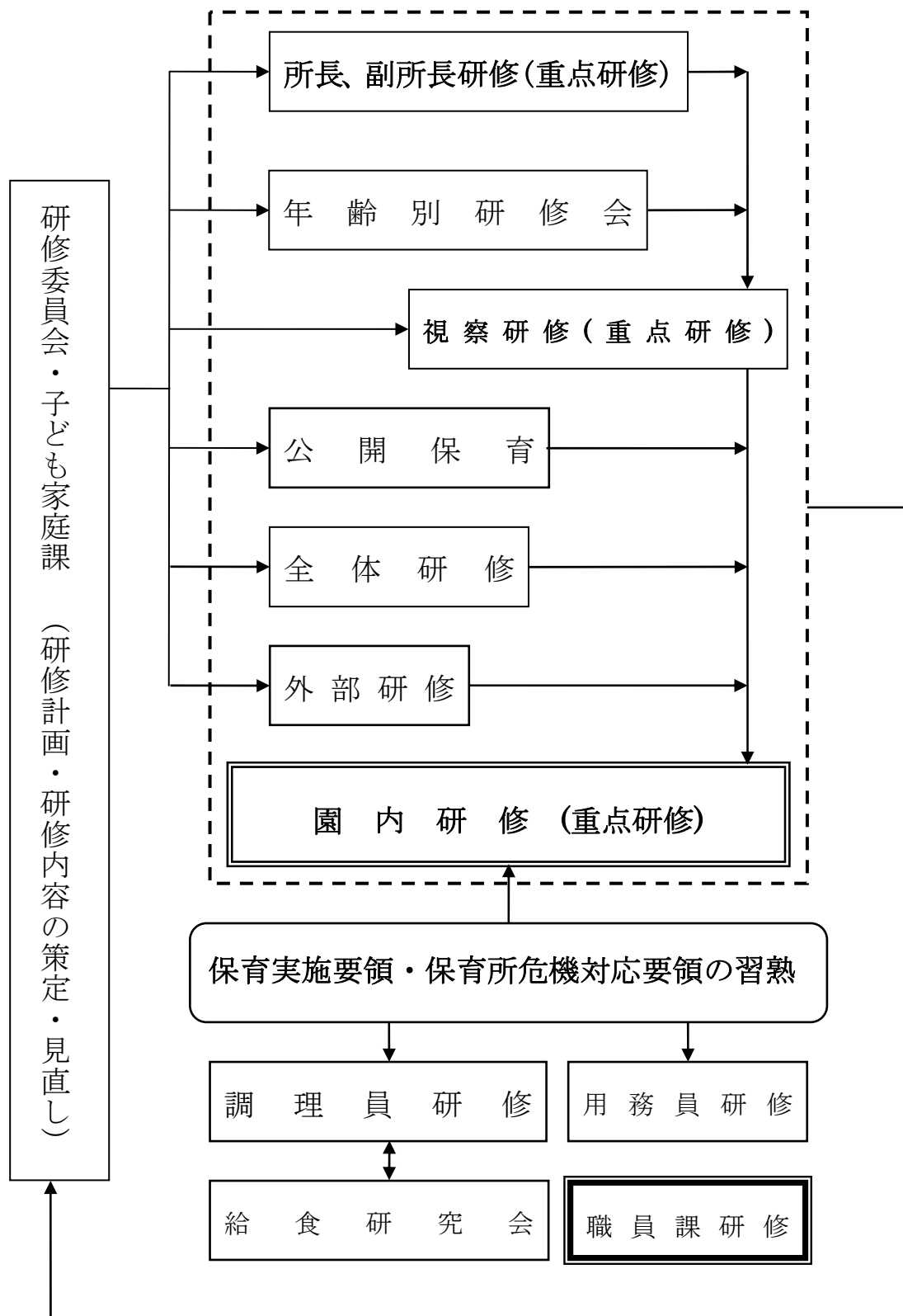
用務員の研修は、必要に応じ独自の研修機会を設け、保育環境に関する知識や修繕技術の向上を図る。

給食調理員・用務員共に全体研修や園内研修に参加し、職員としての資質向上を図る。

7. 研修計画・研修内容の策定・見直し

研修委員会と子ども家庭課を中心に研修計画・研修内容の見直しを行い次年度へ反映させる。

〈研修計画体系図〉平成19年度



〈研修計画一覧〉平成19年度

研修・事業名	研修目的	研修内容	実施主体	開催数 開催時期	研修計画・内 容の見直し
全職員アンケート			研修委員会	年度内1回	1月～3月
園内研修 (重点研修)	職員間、保護者とのコミュニケーションの活性化 知識・情報共有	意見交換、処遇 検討、要領の習 熟 他	各園	年間4～10回	
所長、副所長 研修会 (重点研修)	マネジメント能力向上 知識・情報共有	有識者との懇 談・講義研修、 先進園視察	研修委員会 子ども家庭課	年度内2回 5月、11月頃	
視察研修 (重点研修)	先進保育導入、保育の 再確認	市内外保育所 視察	研修委員会 子ども家庭課	年度内2回 不定期	
年齢別 研修会	保育技術の向上、情報 の共有化 発達の学習・実践	事例・保育内容 等研究	研修委員会	年度内各年 齢2～4回 5月～2月	
公開保育	外部評価導入	年齢別、各園公 開保育	子ども家庭課		
全体研修	市内全保育所職員の資 質向上	講師による講 演型研修	研修委員会 子ども家庭課	年度内1回	
調理員研修	専門知識の向上	衛生、食育研修 要領習熟	給食研究会 子ども家庭課	月1回 ※給食研究会	
用務員研修	全般的な資質向上 保育環境改善・向上	全体研修参加 修繕技術等の向 上、保育環境知識 向上	子ども家庭課	年1回程度 ※全体研修、 園内研修含	
外部研修			各種団体	随時	
職員課研修	市職員としての能力の 開発と育成	主に各課程(階層) において上尾市 職員としての能 力開発を行う。	職員課	研修指定日	

〈平成 19 年度 上半期研修予定〉

時 期	内 容
4 月	事故防止委員会報告書及び各要領の周知
	園内研修実施（事故防止委員会報告書及び各要領の習熟）
5 月	第 1 回所長、副所長研修実施 第 1 回年齢別研修会実施（第 2 回以降 順次継続実施）
7 月下旬	第 1 回視察研修（第 1 次）
9 月	第 1 回視察研修（第 2 次）